

名古屋港管理組合公報

平成17年8月15日

(月曜日)

第357号

目次

○特定国際コンテナ埠頭の運営事業に係る認定……………	1
○職員の仕事……………	3

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の4第1項の規定による特定国際コンテナ埠頭の運営の事業に係る認定申請について、同条第2項の規定により平成17年8月15日付けで認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成17年8月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 認定申請者の名称

飛島コンテナ埠頭株式会社

2 特定国際コンテナ埠頭の運営事業名称

名古屋港 飛島ふ頭 特定運営事業

3 特定運営事業の認定概要

(1) 特定運営事業の概要

本事業は、名古屋港飛島ふ頭における飛島ふ頭南側コンテナターミナルの岸壁、ふ頭用地、財団法人名古屋港埠頭公社整備施設等を一括して借受け、コンテナ貨物を取り扱うために必要な荷さばき施設等を整備し、これらの施設を、外貿コンテナ貨物等を取り扱う港湾利用者の使用に供する。

(2) 特定運営事業の実施時期

事業開始の予定期日

第1バース：平成17年12月1日供用開始予定

第2バース：平成19年度末供用予定

第3バース：平成20年代前半の供用を想定

(3) 特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

種 類	数	規 模	構 造	摘 要
岸壁（耐震強化）	2 バース	水深（－16 m）延長 800 m	鋼構造ジャケット式栈橋	
岸壁	1 バース	水深（－12 m）延長 250 m	未定	
栈橋背後護岸 埋立造成	一式 一式	延長 1,050 m 延長 1,050 m	鋼管矢板控え直杭式護岸	
コンテナヤード	一式	延長 1,050 m	アスファルト及びコンクリート舗装	
ガントリークレーン	8 基	スパン長 30.5 m アウトリーチ 63 m (22 列 6 段対応)	モノボックス式メガクレーン	
R T G	36 基	脚間 28.5 m (5 段積可能)		
給油施設	2 箇所 1 箇所	32 m × 16 m (R T G用) 50 m × 16 m (A G V用)		
ターミナルシステム 管理棟・アウトゲート	一式 1 棟	47 m × 23 m (3,900㎡) 5 階 6 レーン		
インゲート	1 棟	6 レーン・800㎡		
アウトゲート	1 棟	6 レーン		
照明塔	10 基	高さ 40 m		
メンテナンスハウス	1 棟	75 m × 16 m		
R T G 修理場	2 箇所	1,000㎡ × 2		
マリンハウス	3 棟	各 200㎡		
植物検疫施設	2 棟	4 m × 10 m、4 m × 6.5 m		
税関検査棟	1 棟	4 m × 10 m		
税関検査ヤード	一式			
冷凍設備	一式 一式	点検台 28 基 500 プラグ (440 V)		
A G V	60 台	約 L 15 m W 3 m H 1.6 m	自働走行シャーシ	
移載機	6 基		門型クレーン	
危険物庫	1 棟	30㎡		
危険物蔵置場	一式	150 T E U		

(4) 特定国際コンテナ埠頭における年間のコンテナ取扱量の目標

第1バース供用時	: 30万 TEU
第2バース一体供用時	: 70万 TEU
第3バース一体供用時	: 100万 TEU

(5) 上記の目標達成の手段

荷さばき機器類の遠隔操作・省力化への改良・開発に取り組み、また大型・高性能機器類の大量投入による効率化を図り、サービス向上に努めるとともに、顧客の誘致活動を行い貨物の増大を図る。

4 法第50条の4第4項の規定による特定運営事業に係る認定申請の縦覧の処理経過

特定運営事業に係る認定申請については、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第15条の8第1項の規定により平成17年7月15日付け名古屋港管理組合公報第355号で縦覧の事前公告を行った。

また、法第50条の4第4項の規定により平成17年7月22日付け名古屋港管理組合公報号外第196号で縦覧の公告を行い、名古屋港管理組合企画調整室企画担当において、平成17年7月22日から同年8月5日まで縦覧を行った。

5 法第50条の4第5項の規定による意見書の処理の経過

意見書の提出なし

6 特定運営事業の認定理由

本事業は、指定特定重要港湾である名古屋港において、外貿コンテナ船等により運送されるコンテナ貨物等を取り扱う特定国際コンテナ埠頭を管理運営する事業であって、当該コンテナ船を係留するための岸壁及び附帯する荷さばき施設等を管理運営する事業である。

その内容は、飛島ふ頭南側コンテナターミナルの岸壁、ふ頭用地、財団法人名古屋港埠頭公社整備施設等を一括して、借受け、コンテナ貨物を取り扱うために必要な荷さばき施設等を整備し、これらの施設を一体的に管理運営することによって、ターミナルの効率的な管理運営の実現を図ることである。

このことは、名古屋港の港湾計画に適合しており、また、本事業の遂行に当たっては、公正かつ効率的な管理運営を該当事項としており、名古屋港の効率的な運営に資するものであり、適正な運営の確保の見地から支障がないと認められる。

本事業を実施する事業者である飛島コンテナ埠頭株式会社は、国内始め、海外において経済的、効率的なターミナル運

営を行っている邦船3社、従来から効率的なターミナル管理運営に取り組み、サービス向上を図り、コンテナ貨物増大を図ってきた港運事業者6社、荷主系物流会社1社が特定国際コンテナ埠頭である飛島ふ頭南側コンテナターミナルを一元的に管理、運営するために、共同出資により平成15年7月に設立された企業であり、第1バースについては、本年12月の供用に向けて一部施設の整備を着実に進めていることから、事業を実施するために必要な経済的基礎及びこれを円滑かつ確実に実施するために必要な能力は十分であると認められる。

また、荷さばき施設に係る工事実施計画及び管理運営計画についても、要件を満たしているものと認められる。

なお、本事業の認定に当たり、法第50条の4第4項に定められた公告・縦覧手続を行った結果、第三者からの意見はなかった。

よって、本事業は、特定運営事業の認定に当たっては、法が要請するすべての要件を満たしていると認められる。

雑 報

新	旧	氏 名
依願退職	港営部海務課 技師	平 野 由美子 (7月31日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合